

こんな時には、手続きが必要です

県営住宅に入居されている間、以下のような事由が発生した場合、すみやか（１か月以内を目途）に埼玉県住宅供給公社（管轄支所）で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

ご注意ください	(1) 世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。 (2) 手続きに必要な添付書類は、原本(3か月以内の交付)を提出してください。
---------	--

【主な手続き一覧】 下記以外の書類が必要となる場合もあります。

申請書の種類	内容	必要書類（添付する証明書等）
入居世帯異動届 (世帯員の異動)	・子の出生 ・同居者の転出（死亡・離婚・別居等）	○出生の場合……住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○死亡の場合……住民票の除票 ○別居等の場合…住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票 ○離婚の場合……戸籍謄本（離婚の事実確認）と転出した方の住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票 ※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。
同居承認申請書	・名義人が結婚したとき ・新たに親族を同居させたいとき 【同居が可能な方】 1. 名義人の配偶者 2. 名義人の一親等の血族又は姻族	○戸籍謄本（名義人との続柄を確認） ○同居させたい方の収入の額を証する書類（所得証明書等） ※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等 ○住宅に困窮している旨の証明書（建物の賃貸借契約書の写し等） ○納税証明書等（税金を滞納していないことの証明） ※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。
★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。		
入居権利者地位 承継承認申請書	・名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき 【引き続き入居が可能な同居者】 1. 名義人の配偶者 2. 名義人の一親等の血族又は姻族であり、 ①～④のいずれかに該当する方。 ① 60歳以上の方 ② 1～4級に該当する身体障がい者の方 ③ 1～2級に該当する精神障がい者の方 ④ ④、A、Bに該当する知的障がい者の方	○戸籍謄本（名義人との続柄を確認するため） ○転出する名義人の住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票 ○住宅に残る方の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○入居請け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の本人確認書類 ※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。 ★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。 ★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。
緊急時等連絡先 変更承認申請書	・緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
連帯保証人変更 承認申請書	・連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき	○新連帯保証人の印鑑登録証明書 ○新連帯保証人の所得証明書・同意書等
改名届	・入居者の姓名が変わったとき	○住民票（改名の事実がわかるもの）等
住宅不使用届	・続けて15日以上使用しないとき	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
減免申請	・収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難になったとき	○世帯全員の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○所得証明書等（その他必要書類）

県営住宅だより

令和4年7月号
NO.119



収入申告書は必ず提出しましょう

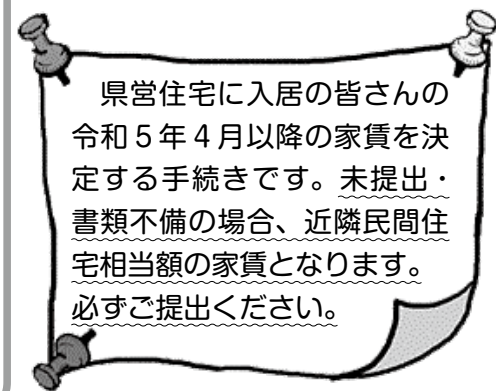
提出期限：令和4年7月29日(金)

●提出する書類

- ①収入申告書(送付した通知に同封されています)
- ②令和4年度(令和3年分)所得(課税・非課税)証明書の原本(マイナンバーを未提出世帯)



※提出対象：中学生以下を除いた入居者全員および遠隔地扶養者
※就職・転職をした方など、上記①②の書類以外にもご提出いただく書類があります。収入申告書の通知をよくご確認ください。
※マイナンバー書類を提出した世帯は、上記②の書類を省略することができます。
(今年度提出の方は次年度から省略することができます。)



市区町村役場では、収入申告の詳細についてお答えいたしかねますので、質問等は下記の県営住宅収納課か各支所へお問い合わせください。

埼玉県住宅供給公社

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

公営住宅部

(県営住宅課) TEL 048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL 048-829-2876
(県営住宅課駐車場担当) TEL 048-829-2864 (公営住宅技術課) TEL 048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL 048-645-1772
川越支所 〒350-1101 川越市的場2218-4 ベルアート301号室 TEL 049-227-6408
熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL 048-524-7963
岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL 048-794-7146

移動販売を取り入れました

川口神根住宅自治会より

県営住宅では、お住まいの方を支援するため埼玉県と自治会、民間事業者と連携し、敷地内に移動販売を取り入れています。

今回新たに加わった、川口神根住宅自治会をご紹介します。

住宅の周辺には坂があり、下ったところにスーパーがあります。買い物をして坂を上ることが難しく、日常生活に支障をきたす世帯もありました。

買い物が困難な方を自治会としても支援したいというのが始めたきっかけです。この取り組みにより、事業者と連携した見守りを行うとともに、コミュニティの活性化につながればと思います。

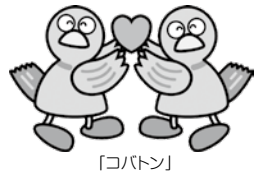
自治会長



移動販売の様子



生鮮食品も充実



「コバトン」

現在は週1回程度ですが、生鮮食品を購入でき、また入居者の皆さんと顔を合わすきっかけともなり、楽しみにしている方もいるそうです。

※移動販売を始めるためには、県の審査を受けた上での承認が必要です。

防災（防火）訓練の助成制度について



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

防災(防火)訓練は万が一の非常事態に備えて大切な役割を果たしています。毎年実施する必要があります。
コロナ禍にあって、防災(防火)訓練が難しい状況ではありますが、**助成制度**をぜひ活用し訓練を実施してください。

実施日を決めます

訓練実施

助成金申請

【助成制度とは】

訓練等に要した費用の一部を自治会に対し助成します。
軽微な訓練でも助成の対象となります。

～ 防災 訓練のポイント～

- ★通報訓練・・・消防署への通報や建物内に知らせる
- ★消火訓練・・・消火器や屋内消火栓設備等の使い方の確認
- ★避難訓練・・・避難経路の確認、避難誘導



自治会の見守りサポーター登録をお願いします！

団地内の共助による見守り活動をさらに強化するため、自治会の見守りサポーターの登録を実施しております。県営住宅の全自治会のうち、**約2/3以上の自治会**にご登録いただいております。未登録の自治会は、この機会にぜひご登録をお願いいたします。

暑さも本格的となり、高齢者の方などの熱中症が心配されます。入居者の皆様同士「**ちょっとだけ近所さんを気にかけて**」いただければと思います。



騒音に気をつけましょう

これからの時期は、窓を開ける機会も多くなり、話し声やテレビの音が近隣に大きく聞こえることがあります。

大きな音は上下階や両隣に響きます。特に深夜や早朝などは大きな音を出さないよう、お互いに気をつけましょう。



たばこの吸い方にご配慮をお願いします。



たばこの煙は健康被害をもたらします。共用部分(ベランダ含む)での喫煙や住宅内の喫煙は煙が広がって近隣の方の迷惑となります。近隣の方への配慮を心がけ、吸殻の処分にも十分注意しましょう。

※タバコからでてくる煙や吐き出された煙を吸わされることを受動喫煙といいます。



生活でのきまりを守りましょう

犬・猫・鳥等の飼育は禁止です

県営住宅は共同住宅です。他の住人の迷惑になりますので、犬・猫・鳥等の飼育・敷地内での餌やりは禁止しています。一時預かりも禁止です。

皆さんが快適に生活できるように協力しましょう。



共益費の支払いは、みなさんの義務です

街路灯、廊下灯、給水施設及び浄化槽、エレベーターなどの共同施設の費用は、皆さんが負担する経費であり、「共益費」として自治会が徴収しています。

共益費は入居しているすべての方に支払い義務があります。



～熱中症予防～

【厚生労働省ホームページより】

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水症状になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

適宜 熱中症を防ぐために
マスクをはずしましょう



ウイルス感染
対策は忘れずに

エアコン使用中も
こまめに換気をしましょう
(エアコンを止める必要はありません)

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する

- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定

